

2005.7.22.

紛争処理の目指すもの

- WTO紛争処理手続の在り方 -



経済産業研究所ファカルティフェロー

東京大学教授

小寺 彰



現状・課題・視点

- 現状：ウルグアイラウンドの大きな成果・WTO体制のバックボーン：頻繁な利用
- 課題：DDA交渉での行き詰まり（加盟国があまり熱心ではない。）
- 視点：WTO体制における紛争処理手続はどうあるべきか。
DDAで何を指すべきか。



WTO紛争処理手続の流れ

協議申立 小委員会(パネル)設置要請 小
委員会(審議 - 報告作成) [上級委員会申
立 - 上級委員会(審議 - 報告書作成) -]

紛争解決機関による報告採択

遵守

不遵守 代償提供

義務履行停止申立 仲裁 実施



紛争処理の諸要素

- 第三者機関の判断を媒介にするもの -

- 合意 vs 強制 eg. 調停 vs 裁判
- 未来指向 vs 過去指向
- 抗争: 「単純抗争」適合性 vs 「複雑抗争」適合性
< 抗争の性質: 同質の争点から構成されるか、複数の質の異なる争点によって構成されるか。 >

Cf. 規範適用による処理 vs 規範定立による処理:
機械的処理の場合は問題化しない。

WTO紛争処理手続の画期性

- 強制の要素 -

- 強制の強化 - 自動的な手続開始・報告の自動的採択・リタリエイションの組織化・公定的な協定解釈
 - 合意の要素 - 協議義務・報告遵守措置の幅・代償措置採用の余地・リタリエイション甘受の余地
- |
- 合意を基本にしながら強制要素の増強

効率的な履行強制：米国の思惑
米国の横暴の阻止：日欧の思惑



手続の未来指向性

- 損害賠償・遡及的効果の不存在
- 将来に向けての遵守

- 規範の将来に向けての遵守確保
- 「違反のやり得」批判



抗争の性質

- 「複雑抗争」の全体的解決には不適當
- 「複雑抗争」の部分的解決に適する - 解決の糸口の提供
- 「単純抗争」の処理には適當

- 「貿易紛争」の単純性：法的処理に馴染む。
- 「複雑抗争」処理に課題：「貿易と環境」



WTO紛争処理手続の課題

- 環境問題での批判－決定の「正しさ」の確保：手続の「裁判化」の主張
- 報告採択後の問題 - implementation stage
- 紛争処理と交渉結果の乖離（農業問題等）
 - 紛争処理の在り方としては問題化せず
- 途上国の利用能力－利用国に偏り（米・EUがheavy user）



紛争処理の「裁判化」

1. **裁判手続同様の手続的正統性の確保**
(「正しさ」の確保) - アミカスキュリエ、パネルの常置、審議手続の公開 等
2. **過去指向性 - 損害賠償制度の設定**
合意基本性・救済の未来指向性との調整の必要



紛争処理問題の本質

1. 現在の強制要素の程度についてはおおむね満足 例外: 損害賠償
2. 「複雑な抗争」については、他の価値の自律性を認めることで一定の対処: 今後問題化の可能性 効率性の要請(時間・コスト)と衝突: 現在でも強い反対
3. 手続の整合性: 差戻し手続等 - 技術的課題
4. 途上国の利用の容易化への対処の必要性

2. は長期的観点からは対応の必要あり。

3、4はラウンドで対応する必要はない。(やってもよい)

・各国の交渉優先順位は下。



おわりに

- WTOにおける法的紛争処理の定着
- 投資分野における仲裁手続の利用増大—国際経済関係全般の「法制度化」

拙稿「投資協定仲裁の新たな展開とその意義 - 投資協定「法制度化」のインパクト - 」

http://www.rieti.go.jp/jp/publications/act_dp.html参照

- 長期的課題として、EU類似の裁判制度の導入の是非:効率性 vs 判断の「正しさ」